**介護予防・日常生活支援総合事業契約書**

　　　　　　　　　　様（以下「利用者」という。）と、エンジェルケアプラン（以下「事業者」という。）は、事業者が提供するサービスの利用等について、以下のとおり契約を締結します。

**（契約の目的）**

第１条

事業者は、介護保険法令及びこの契約書に従い、利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう介護サービスを提供します。利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

**（契約期間）**

第２条

１　この契約の契約期間は 令和　　年　　月　　 日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。

２　契約満了の２日前までに、利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、　契約は自動更新されるものとします。

**（個別サービス計画の作成及び変更）**

第３条

１　事業者は、必要に応じて利用者の日常生活全般の状況、心身の状況及び希望を踏まえ、利用者の介護予防サービス計画書または介護予防マネジメントケアプラン（以下「介護予防ケアプラン」という。）の内容に沿って、サービスの目標及び目標を達成するための具体的サービス内容等を記載した訪問介護計画を作成します。

２　訪問介護計画については、必要に応じて見直します。

３　個別サービス計画の作成及び変更に際しては、その内容を利用者に説明します。

**（提供するサービス）**

第４条

１　事業者は、サービス従業者を利用者の居宅に派遣し、訪問介護計画に沿って【重要事項説明書】に

定めた内容の訪問介護サービスを提供します。

２　利用者が利用できるサービスの内容は【重要事項説明書】のとおりです。事業者は、【重要事項説

明書】に定めた内容について、利用者及びその家族に説明します。

３　訪問介護計画が利用者との合意をもって変更され、事業者が提供するサービスの内容又は介護保険

適用の範囲が変更となる場合は、利用者の了承を得て新たな内容の【重要事項説明書別紙】を作成、それをもって訪問介護の内容とします。

**（サービスの提供の記録）**

第５条

１　事業者は、毎回のサービス終了時に、利用者からサービス提供利用者の確認を受けます。

２　事業者は、サービス実施記録を作成し、契約終了後５年間保管します。

３　利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する第２項の諸記録を閲覧でき

ます。

４　利用者は、当該利用者に関する第２項の諸記録の複写物の交付を受ける事ができます。

**（利用料等の支払い）**

第6条

１　利用者は、サービスの対価として【重要事項説明書】に定める利用単位毎の料金をもとに計算され

た月ごとの合計額を支払います。

２　事業者は、当月の料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月20日までに利用者に送付します。

３　利用者は、当月の料金の合計額を翌月指定日までに自動引き落としにて支払います。

４　事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収証を発行します。

５　利用者は、居宅においてサービス従業者がサービスを実施のために使用する水道、ガス、電気、電

話の費用を負担します。

６　利用者は、介護に必要なディスポーザーグローブ、サービス事業者と利用者、家族間で行う申し送

り用のノートなど必要な備品の購入費を負担します。

**（サービスの中止）**

第７条

１　利用者は、事業者に対して、サービス提供日の前日営業日の午後18時までに通知をすることにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。

２　利用者が上記の方法で通知することなく、サービス利用を中止する場合は、事業者は利用者に対し

て【重要事項説明書】に定める計算方法により、料金を請求することができます。

**（料金の変更）**

第８条

１　事業者は、利用者に対して、１ヶ月前までに文書で通知することにより利用単位ごとの料金の変更（増額又は減額）を申し入れることができます。

２　利用者が料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく【重要事項説明書】または【重要事項説明書別紙】を作成し、お互いに取り交わします。

３　利用者は、料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し、文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

**（相談・苦情対応）**

第９条

　１　事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、この契約に関する利用者の要望、苦情等に対し、利用者の立場に立って、誠実かつ迅速に対応し、改善に努めます。なお、苦情の申立てによって、利用者が不利益な対応を受けることは一切ありません。

　２　次の事由に該当する場合は、利用者は事業者に対し、改善及び改善結果の報告を求めることができ

ます。

　　①　事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合

　　②　事業者が守秘義務に反した場合

　　③　事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合

**（契約の終了）**

第１０条

１　利用者は、事業者に対して、１週間の予告期間をおいて文書で通知することにより、この契約を解

除することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告

期間内の通知でも契約を解除することができます。

　２　前項の規定にかかわらず、第９条第２項に規定する事由に該当した場合及び事業者が破産した場合

は、利用者は文書で通知することにより直ちにこの契約を解除することができます。

　３　事業者は、事業所の廃止・縮小等、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、３０日間の予

告期間をおいて、理由を示した文書で通知することにより、この契約を解除することができます。

　４　事業者は、次の事由に該当した場合は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解除することができます。（ハラスメント等）

　　①　利用者のサービス利用料金の支払いが正当な理由なく１ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告

したにもかかわらず、７日以内に支払われない場合

　　②　利用者またはその家族が事業者やサービス従業者に対して本契約を継続しがたいほどの重大な

背信行為を行った場合

　　③　利用者が介護保険施設に入所した場合

　　④　利用者の要介護状態区分等が、要介護または非該当と認定された場合。

⑤ 利用者が死亡した場合

⑥ 給付が発生しない月が６ヶ月を経過した場合

**（秘密保持）**

第１１条

　１　事業者及びその従業者は、サービス提供をするうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密を、

正当な理由なく他の事業者及び第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

２　前項の規定にかかわらず、サービスの質の向上を目的とした第三者評価機関による審査のために、

事業者が利用者の個人情報を用いることに、利用者は同意します。

**（賠償責任）**

第１２条

　事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

**（緊急時の対応）**

第１３条

　事業者は、現に訪問介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場、その他必要な場合は、【重要事項説明書】に記載された通り、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

**（身分証携行義務）**

第１４条

　サービス従業者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者又は利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

**（連携）**

第１５条

　　事業者は、訪問介護の提供にあたり、地域包括支援センター、介護支援専門員及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

**（契約外条項）**

第１６条

１　利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。

２　この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを遵守し、双方が誠意を持って協議の上定めます。

**（裁判管轄）**

第１７条

　この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることをあらかじめ合意します。

上記契約を証明するため、本書２通を作成し、利用者及び事業者の双方が記名・押印の上、それぞれ１部ずつ保有します。

契約締結日　　　　　年　　月　　日

契約者氏名

　　　事業者

　　　　＜事業者名＞　エンジェルケアプラン　　（指定番号　1370303073）

　　　　＜住所＞　東京都港区芝浦2-17-2　田町竹芝201号室

　　　　＜代表者名＞　取締役　本江 圭佑　　　　　印

　　　利用者

　　　　＜住所＞

　　　　＜氏名＞　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　（代理人）

　　　　＜住所＞

　　　　＜氏名＞　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印